

令和6年9月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和6年9月19日・24日

場 所 第3委員会室

令和6年9月19日(木曜日)

出席委員(7人)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第3号 令和6年度宮崎県公営企業会計
(電気事業)補正予算(第1号)

○議案第5号 地方警察職員の特殊勤務手当に
関する条例の一部を改正する条
例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・県が出資している法人等の経営状況について
公営財団法人宮崎県暴力追放センター
- ・家庭教育を支援するための施策の実績(令和
5年度)について

○その他報告事項

- ・綾第二発電所大規模改修工事で発生した人身
事故及び再発防止対策について
- ・令和6年8月8日に発生した地震に伴う被害
状況について
- ・令和6年台風第10号に伴う被害状況について
- ・教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価の報告書について
- ・電子書籍サービスの運用開始について
- ・特別史跡西都原古墳群保存活用計画の策定に
ついて
- ・令和6年度全国中学校体育大会(北信越ブロ
ック)の結果について
- ・令和6年度全国高等学校総合体育大会(北部
九州)等の結果について
- ・第48回全国高等学校総合文化祭(岐阜大会)
の結果について

○閉会中の継続審査について

委 員 長	重 松 幸次郎
副 委 員 長	下 沖 篤 史
委 員	二 見 康 之
委 員	武 田 浩 一
委 員	福 田 新 一
委 員	前 屋 敷 恵 美
委 員	凶 師 博 規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	平 居 秀 一
警 務 部 長	奈 良 文 代
警務部参事官兼 首席監察官	河 野 博 之
生 活 安 全 部 長	山 崎 猛
刑 事 部 長	久 留 米 英 樹
交 通 部 長	黒 瀬 信 太 郎
警 備 部 長	湯 浅 晴 之
生 活 安 全 部 サイバー戦略局長	梅 原 守
警務部参事官兼 会 計 課 長	川 越 直 海
警務部参事官兼 警 務 課 長	甲 斐 義 勝
総 合 管 理 課 長	橋 本 功 次
生活安全部参事官兼 生活安全少年課長	水 口 圭 二
総 務 課 長	田 中 宏 光
生 活 環 境 課 長	佐 藤 和 利
交 通 規 制 課 長	阪 本 哲 司
運 転 免 許 課 長	池 田 健 二

企業局

企業局長	松浦直康
副局長 (総括)	児玉浩明
副局長 (技術)	小牧利一
技監	宮田晃尚
総務課長	小川智巳
経営企画室長	西本修一
工務管理課長	小野一彦
施設保全課長	山元孝訓
発電設備課長	松生晃
総合制御課長	安藤忠

教育委員会

教育長	黒木淳一郎
副教育長	大東収
教育次長 (教育政策担当)	吉玉拓
教育次長 (教育振興担当)	北林克彦
教育政策課長	佐藤雅宏
財務福利課長	畑中道一
育英資金室長	上田浩司
高校教育課長	間曾妙子
義務教育課長	田中幸一
特別支援教育課長	山之口義弘
教職員課長	菊池武司
参事兼生涯学習課長	猪野貴一
スポーツ振興課長	田中裕久
参事兼文化財課長	長友由美子
人権同和教育課長	川越政紀
図書館長	平山文春
美術館副館長	梅田一明
総合博物館長	松野義直

事務局職員出席者

議事課主事	黒木燿一朗
政策調査課主任主事	岩倉有希

○重松委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。日程案につきましては御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付しております条例案に対する意見についてを御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くこととなっております。その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長の概要説明を求めます。

○平居警察本部長 警察本部長の平居でございます。

委員の皆様には、平素から警察の運営に関しまして、深い御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

本日は、御審議いただきます議案が1件、報告事項が2件ございます。

まず、議案につきましては、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」であります。

次に、報告事項につきましては、1つ目が損害賠償額を定めたことについて、2つ目が公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況についてであります。

それぞれ担当部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○重松委員長 次に、議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、議案第5号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

お手元の文教警察企業常任委員会資料の3ページを御覧ください。

今回、条例の一部を改正する理由につきましては、地方警察職員が災害警備等の作業に従事した場合に支給される特殊勤務手当の額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

国においては、近年の災害の激甚化・頻発化や能登半島地震に係る災害対応を踏まえ、本年2月15日付で人事院規則を一部改正し、特殊勤務手当の額の引上げを行っております。

本県におきましても、国に準じて特殊勤務手当の額の引上げを行うものです。

改正の内容は、2に記載のとおり2点あります。

1点目は、大規模な災害に係る作業に従事した場合の特殊勤務手当の額の引上げについてです。

大規模な災害に係る作業については、その他の災害と比べて、肉体的・精神的労苦を伴うこ

とから、国に準じて、日額840円から1,080円に、著しく危険な作業または立入禁止区域等における作業については、日額1,680円から2,160円に引き上げるものです。

大規模な災害の定義については、公安委員会規則で定めることとなりますが、国に準じて災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された災害などを想定しております。

2点目は、夜間の作業に従事した場合の特殊勤務手当の額の引上げについてです。

夜間の作業は、昼間と比べて危険性及び困難性が高まることから、国に準じて、作業の額に100分の50を加算した額、すなわち大規模な災害に係る作業については日額1,620円に、その他の作業については日額1,260円に引き上げるものです。

最後に、施行期日につきましては、令和6年能登半島地震に係る災害対応を対象とするため、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用することといたします。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。議案について質疑はありませんか。

○二見委員 災害対策本部が設置されたら大規模災害の案件という説明だったと思います。例えば、台風であれば、事前に災害状況が想定されるけれども、結果的に災害が発生する場合もある。この基準の違いというのは、災害対策本部の設置状況だけで判断されるのでしょうか。

○湯浅警備部長 大規模災害の定義につきましては、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された災害を想定しております。

具体的に申しますと、台風などの場合はあらかじめ甚大な被害が予想されますので、災害対策本部を設置して備えるといった場合も想定されます。先般の日向灘地震のように南海トラフ

臨時情報が発令されましたが、あのように突然襲ってくる災害につきましても、直ちに災害対策本部を立ち上げるということを事前に計画の中で定めておりますので、そういった場合にも適用があるということでございます。

○二見委員 発災して災害対策本部が立ち上がる場合もあれば、あらかじめ立ち上げるときもある。どちらも同じ取扱いや基準なのでしょうか。

○湯浅警備部長 いずれの場合にも災害対策本部が設置された場合に、この手当が適用になるということをご想定しております。

○二見委員 それは災害対策本部が立ち上がった時点から適用するという事柄なんでしょうか。例えば、その日の午後に立ち上がった場合は、その午後から適用ということになる。それとも、遡ることはないということでしょうか。

○湯浅警備部長 大規模災害を想定しておりますので、災害対策本部が立ち上がった後からを想定しております。

○二見委員 災害対策本部が立ち上がったところからスタートするという事柄なんでしょうか。

○湯浅警備部長 はい。災害対策本部が立ち上がったところからスタートする。ただ、実務的には災害が発生と同時に立ち上がります。災害対策本部が立ち上がった後からスタートするという事柄で理解しております。

○二見委員 例えば、台風とかの場合のように、あらかじめ立ち上がる時もある。大規模地震みたいに、いきなり発災してから災害対策本部が立ち上がることもある。後者の場合は、その震災が起こってから本部が立ち上がるわけですか。その間のタイムラグとかがあります。実務はもう動いており、現場では動かないといけないものもあります。その場合の運用の仕方

はどういうふうに分けられているのか疑問に思ったので、お伺いしているところです。

○橋本総合管理課長 災害対策本部が災害対策基本法に基づいて設置された災害については——一部訂正になりますけれども、発災直後からということで整理しております。

したがって、例えば能登半島地震でありますと、1月1日の午後4時10分に災害が発生しており、政府の災害対策本部が設置したのが、同日の午後5時30分というタイムラグはありますけれども、発災直後からということで、国のほうもそのように整理しております。

○二見委員 大規模な災害として公安委員会が定める災害に係る作業ということなので、先ほど、地震が発生したときから災害対策本部が認定すれば、そこで適用ということになると思うんですけども、災害対策本部が立ち上がった後から適用という基準ではないわけですね。そこを確認しておきたかったのです。要するに、事前に災害対策本部が立ち上がろうとも、その起こった災害とか従事する内容が、災害対策本部が認定すれば、これらを運用していくということによろしいでしょうか。

○橋本総合管理課長 はい、そのとおりです。

○重松委員長 ほかにございますか。

それでは、この議案につきましては終了させていただきます。次に報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○奈良警務部長 それでは、損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

文教警察企業常任委員会資料の4ページを開きください。

今回御報告させていただく損害賠償事案は、

公用車の交通事故2件になります。

1件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、小林警察署の警察官が、令和5年12月4日午後2時30分頃、運転する公用車を県道上に駐車した際、エンジンをかけたまま、セレクトレバーをパーキングに変更せず、ドライブ状態のままサイドブレーキをかけて降車したため、無人の公用車が前進を始め、相手方車両に追突したものです。

事故の原因につきましては、当該職員の停止措置義務違反の過失によるもので、過失割合は県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の物件損害賠償につきましては、相手方車両の修理費として、8万8,000円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく修理は行っておりません。

次に、2件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、串間警察署の警察官が、令和6年4月5日午後3時5分頃、公用車を運転して市道から店舗駐車場に進入する際、駐車場出入口に設置されている縁石に左後輪を乗り上げ、車体底部を縁石上部に設置の縁石びょうに接触させ、同縁石びょうを破損させたものです。

事故の原因につきましては、相手側に設置瑕疵はなく、当該職員の安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が100%、相手方がゼロ%になっております。

この事故の物件損害賠償につきましては、相手方縁石びょうの修理費として、6万5,868円を県が加入する任意保険から支出しております。

公用車につきましては、損傷はなく修理は行っておりません。

県警では、引き続き交通事故防止対策に取り

組み、再発防止に努めてまいります。

○久留米刑事部長 それでは、公益財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告いたします。

お手元にある冊子の令和6年9月県議会定例会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）の127ページ、データの報告書では131ページをお開きください。

宮崎県暴力追放センターの令和5年度の事業報告書について御説明いたします。

まず、1の事業概要についてであります。

令和5年度は、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を重点とした推進事業の充実を図り、県民総ぐるみによる暴力追放、暴力団排除活動の活性化を図ったところであります。

次に、2の事業実績についてであります。

令和5年度におきましては、冊子の127～131ページ、データでは131～135ページの表のとおり実施しております。

まず、事業名（1）、「暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業」につきましては、相談・助言事業、少年保護活動事業、暴力団離脱更生促進事業、被害者救済事業の4つの事業に取り組みました。

次に、冊子の128ページ、データでは132ページの事業名（2）、「暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業」につきましては、広報啓発事業、民間暴力団排除団体等への支援事業、少年指導委員に対する研修事業、不当要求情報管理機関への支援事業、調査・研究活動事業、不当要求防止責任者講習等事業の6つの事業に取り組みました。

次に、経営状況等の詳細につきまして、「令和6年度宮崎県出資法人等経営評価報告書」によ

り御説明いたします。

冊子の181ページ、データでは185ページをお開きください。

宮崎県暴力追放センターは、平成4年4月1日に設立されております。総出資額4億9,500万円は、法人の基本財産であります。

このうち、県の出資額が3億9,500万円、残り1億円は市町村の出資金となっております。

次に、県の財政支出について御説明します。

令和5年度の県財政支出は、主な県財政支出の内容欄に記載された事業所暴力団等排除責任者講習委託事業の委託料986万8,000円のみであります。

この委託料は、不当要求防止責任者講習等事業の事業費用です。

この事業は、暴力追放センターが公安委員会から委託を受けて実施している事業であり、事業所の不当要求防止責任者に対して、反社会的勢力からの不当要求被害を防止するための講習会等を行うものです。

令和5年度は、県内13地区において、30回の講習を行い、1,020名が受講しました。

次に、実施事業であります。

これは、先に報告しました「令和5年度事業報告書」の中で説明しました2の事業実績と同じ内容になります。

次に、活動指標についてであります。

暴力追放センターの利用状況等を知るための活動指標として、3項目を掲げております。

①の暴力相談受理件数は、年間で351件です。

その中で、最も多いのは、企業からの契約・取引における反社会的勢力排除のための暴力団該当性の照会の320件で、全体の約91%を占めております。

②の研修会参加者数については、不当要求防

止責任者講習会と事業所等に対する暴力団対策研修会の参加者数となります。

③のホームページアクセス数については、県民の皆様の暴力追放センターへの認知度を表す指数として掲げているものであります。

これら活動の各指数の達成度は、経営評価報告書に記載のとおりであります。

次に、財務状況についてであります。

次のページ、冊子の182ページ、データでは186ページをお開きください。

まず、財務状況の左側にある正味財産増減計算書の令和5年度の欄を御覧ください。

正味財産とは、資産から負債を差し引いた純資産に該当する部分をいいますが、令和5年度の経常収益から、経常費用を引いた当期経常増減額は51万5,000円の増額となっております。

次に、一般正味財産の増減について説明します。

一般正味財産とは、法人の意思で用途を決定できる財産のことですが、令和5年度は、一般正味財産期首残高が752万6,000円、一般正味財産期末残高が811万4,000円であり、58万8,000円の増額となっております。

次に、指定正味財産の増減について説明します。

指定正味財産とは、寄附によって受け入れた用途に誓約が課せられた財産のことですが、令和5年度は、指定正味財産期首残高が5億322万1,000円、指定正味財産期末残高が5億314万7,000円でありまして、7万4,000円の減額となっております。

正味財産期末残高の5億1,126万1,000円は、さきに説明した一般正味財産期末残高と指定正味財産期末残高を合計した金額になります。

次に財務状況右側の貸借対照表の令和5年度

の欄を御覧ください。

資産額は、令和5年度の正味財産期末残高と負債額を合計した5億2,545万8,000円となっております。

負債の大部分は退職給付引当金であり、その金額を固定負債として計上しております。

次に、財務指標についてであります。

①の自己収入比率は、目標値60%に対して、実績値は50.1%でしたので、達成度は83.5%でありました。

今後も自己収入比率向上に向け、賛助会費、寄附金の拡大等を推進し、目標値達成に向けて努力するよう指導してまいります。

②の管理比率は、目標値30%に対して、実績値は22.9%でしたので、達成度は123.7%でありました。

管理費の割合を目標値よりも低く抑えることができましたが、今後とも引き続き管理費の節減に努めてまいります。

最後に、総合評価についてであります。

県の評価は、活動内容については、「民間の暴力団排除組織に対する支援活動の充実を図るとともに、責任者講習や暴力団排除のための広報啓発活動、暴力団による被害の相談活動等、暴力団追放に向けた様々な支援活動を積極的に行っており、その実績は評価できる」としております。

一方、財政内容については、「低金利の影響で運用収入が低迷し、自己収入比率が目標値を下回っていることから、賛助会費の拡大を図るなどして、自己収入の確保に向けた取組が必要である」としております。

続きまして、令和6年度の事業計画について御説明いたします。

冊子の136ページ、データでは140ページをお

開きください。

1の事業概要についてであります。

本年度においても、暴力追放のための広報啓発活動、暴力追放相談活動等を推進することとしております。

2の事業計画についてであります。

本年度も、令和5年度と同様、暴力団員等による不当な要求行為の被害者に対する支援事業及び暴力団員等による不当な行為に対する犯罪被害防止事業を推進していくこととしております。

次に、3の収支予算書についてであります。

冊子の138ページ、データでは142ページをお開きください。

まず、大項目Ⅰの一般正味財産増減の部から説明します。

(1)の経常収益は、合計2,473万4,000円となっております。

一方、(2)の経常費用につきましては、冊子の139ページ、データでは143ページに移りまして、合計2,690万2,000円となっております。

次に、大項目Ⅱの指定正味財産増減額の部について説明します。

令和6年度の基本財産運用益508万2,000円は、センターの事業運営に充てられる一般正味財産に振り替えますので、基本財産の増額はなく4億9,500万円のままとなります。

指定正味財産期末残高は、5億307万3,000円であり、これに、一般正味財産期末残高の570万6,000円を加えた5億877万9,000円が令和6年度の正味財産期末残高になります。

なお、令和6年度の事業計画は、本年3月の理事会で、また、令和5年度の事業実績については、本年5月の理事会及び本年6月の評議員会において、それぞれ承認されております。

宮崎県暴力追放センターの経営状況報告は以上となります。

全国の暴力団情勢は、六代目山口組の分裂に伴う対立抗争が激化し、令和2年1月に六代目山口組と神戸山口組、令和4年12月に六代目山口組と池田組、令和6年6月に六代目山口組と絆會が特定抗争指定団体に指定され、その後も対立抗争は継続し、予断を許さない状況であります。

県内では、本年7月末現在、暴力団組織として15組織、構成員等約110人を把握しておりますが、県内におきましても、近年、上部団体の対立抗争に起因すると見られる事件が散発的に発生している状況であり、県警におきましては、所要の警戒や視察、取締りを強化し、県民の安全、安心の確保を図っているところであります。

また、本年9月9日、宮崎市田代町にあります池田組系事務所において、六代目山口組系組員による拳銃使用の殺人事件が発生し、検挙しております。

同事件については、事件の背景等を含め鋭意捜査中であります。

このような情勢でありますことから、宮崎県暴力追放センターの役割は、非常に重要と言えますが、事業を継続するに当たっては、経費削減を図りつつ予算を効率的に運用しながら、宮崎県暴力団排除条例と連動した暴力団排除活動を、官民一体となって積極的に実施していきよう指導してまいります。

今後とも、委員長をはじめ委員の皆様に対しまして、宮崎県暴力追放センターへの深い御理解と御協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑等ございませんでしよ

うか。

○図師委員 資料181ページのところからお伺いしたいんですが、この暴力追放センターの暴力相談受理件数が目標値400件のところ実績値351件で、想定を下回っています。これはよしとするのか、それともまだ顕在化してない様々な相談があって、そこにセンターとしての役割が届いていないと判断されているのか、そのあたりいかがでしょうか。

○久留米刑事部長 先ほど報告しました暴力相談受理件数につきまして、ほとんどが企業からの暴力団該当性の照会となっており、トラブル等の相談はかなり少ない数であります。トラブル等の相談は少なくなったほうが良いと判断しておりますが、やはり暴力追放の意識が高まったという意味では、この相談件数のうち照会件数、これは企業が暴力排除の意識が高まったということでどんどん照会していただきたいと考えておりますので、総体的には相談件数も増えたほうが良いのかなと考えているところです。

○図師委員 飲食店のみかじめ料についての相談というのも減っているのでしょうか。

○久留米刑事部長 みかじめ料の相談はかなり減っております。ただ、そういう相談があった場合には、センターから県警に引き継いでもらって、あるいは中止命令、検挙できれば検挙していくということで対応しているところです。

○図師委員 9月9日の宮崎市田代町の殺人事件について、ニュースでしか把握できていません。指定暴力団の池田組系と山口組系の抗争のようですが、やり方が非常に巧妙で、宅配業者を装って事務所内まで入って、かなりの数の発砲があったということなんですけれども、これは対立抗争が激化していく入り口とかではないんですか。

○久留米刑事部長 既に対立抗争と見られる事件が、今回の件を入れて14件発生をしております。犯行の対応について、例えば、宅配便を装ったとかは、まだ捜査中でございますけれども、今回の事件は拳銃を使用して人が亡くなっているということで、県警としても非常に重く受け止めているところです。

先ほどもおっしゃいましたとおり、背景等も含めて捜査を尽くしたいと考えております。

県警としては、この岡山県に本部を置く池田組の事務所がやられておりますので、対立抗争と見て捜査をしているところでございます。

○凶師委員 捜査中のため、あまり詳しい情報は出せないのかもしれませんが、他県の抗争が宮崎県まで飛び火していると受け取られると思います。やはり周辺住民の方々が心配されるのは、拳銃が出回っていることです。今回の件も拳銃が2丁発見されているということですが、拳銃の入手経路とか、そこを絶って行く捜査方法とか、こういうことが県内や住宅地で起こらないための対策は、他県の捜査と連動しながらやっているのでしょうか。

○久留米刑事部長 今回拳銃が使用されているということですので、被疑者の取調べを通じて、その入手先等が明らかになるかというところだと思います。

後は本人がどこから来たのかというのも、ずっと経路をたどり捜査中でありまして。今回拳銃が使われたということで、より一段レベルが上がったというふうに判断をしておりますので、県警としては現在組事務所を24時間体制で警戒をしておりますし、通学中の児童の保護のために通学路の警戒とかをやっております。今後事務所の使用制限であったり、各県とも連携しながら検討していきたいと考えているところです。

○凶師委員 山口組系の事務所は、県内ではどこにあるのでしょうか。

○久留米刑事部長 県内でしたら宮崎市、延岡市、小林市にございます。

○凶師委員 この辺りの事務所が、また厳戒体制の対象になることはあるのでしょうか。

○久留米刑事部長 お互いにやっていますので対象となるおそれは当然あります。組事務所があるところは、県内各警察署において警戒を強化するように指示しているところです。

○二見委員 関連で、先ほどの暴力団該当性の照会が320件ぐらいという説明だったと思います。それは暴力追放センターの会員から来ているのか、それ以外の一般の企業から来ているのかどうでしょうか。先ほど「この件数が多く上がってきたほうがいい」というときに、確認すべきところかなと感じたので、どのように把握しているのでしょうか。

○久留米刑事部長 基本的に賛助会員の方たちの照会が多いです。賛助会員に入っていない一般の方や一般の企業の照会についても、受け付けているところです。

○二見委員 僕も詳しく知らないのですが、お話できるところまで結構ですが、どういった理由で照会をかけるのか、または傾向があるのでしょうか。

○久留米刑事部長 企業側もコンプライアンス意識が高まっておりまして、契約書に暴力団排除条項を設けていらっしゃいます。そこで暴力団に該当すれば排除でき、契約を結ばなくてもいいという意識がありますので、例えば、契約の相手方が暴力団なのか該当の有無を照会していただいているというところでございます。

○二見委員 企業が新規契約するとなってくると、全部照会しないと分からないのかなと思います。

ます。いろんな過去の事例とかも見ていても、本当に暴力団と分かっている付き合いのかどうか分からない。我々もどこにどういう形で暴力団が存在しているのかが分からない状況なので、非常に不安だなと思って伺っています。

県警が持っている情報も、オープンにできないところもあつたりするので、ここに照会するしかないとも思うのですが、そうすると今度は莫大な情報になってくるのかなと思います。要するに照会すべきなのかどうか一つの目安というか、我々はどうやって考えていけばいいのでしょうか。

何もかも照会すればいいということではないとは思いますが、我々が一般の企業とかに話をするとき、気をつけるべきポイントとかあれば教えていただきたいなと思います。

○久留米刑事部長 基本的に照会する企業は、新聞記事で「どどこ組の誰かが捕まりました」というものを、個別にデータで持っていることがあり、同姓同名であった場合に照会をされます。一つの参考事例として、全てを照会するのではなく、そういうデータを基に照会される企業もございます。

○二見委員 企業もかなり労力を割かないといけないようになってきた時代です。そういうことをやっている企業はいいけれども、やっていないところは今申し上げたように暴力団かどうか分からないと思います。

我々が見ることができるデータベースはあるのでしょうか。暴力追放センターに照会するだけではなく、我々がここはどうなのかなと見れるようなものが存在すれば、扱いやすい気がします。

○久留米刑事部長 個人情報関係とかもありまして、暴力追放センターだけではなくて、県

警本部でも受け付けております。判断基準は非常に難しいんですけども、御心配であればぜひ照会をしていただきたいなと思っております。

○前屋敷委員 関連で資料181ページの研修会参加者数ですけども、相談受理件数が多い割には研修会参加者数の実績値が半分ぐらいです。目標値は毎年同じぐらいの数字を上げていらっしゃるんでしょけれども、去年の実績値もこのぐらいでしょうか。

○久留米刑事部長 不当要求防止責任者講習についてはコロナの関係で若干落ち込んで、1,000人に届かない年があったんですけども、徐々に回復傾向です。

ただ、3年に1回受講すればいいことになっておりますし、建設業者であれば加点がございまして、毎年参加される方もいますけれども、目標値に対して1,020人ということで、若干受講者数が少ない部分はありますので、今後、引き続き参加を呼びかけていきたいと思っております。

あわせて、こちらから講習以外にも、積極的に出向いて企業に対する講習等を行っておりますので、その回数も増やししながら、受講者数を増やしていきたいと考えているところで

○前屋敷委員 この研修会は年に1回ですか、それとも何回かされるんですか。

○久留米刑事部長 警察署単位で行って、13警察署あるんですけども、そこで30回行って、企業が多いところについては研修回数も増やしてやっているというところがございます。

○前屋敷委員 県内で年に30回ということで、どこで受けることも可能ということですか。管轄する地域のみになるのでしょうか。

○久留米刑事部長 基本的には警察署管内にある企業が、その警察署管内で行われる講習に参加していただくということでございます。

○前屋敷委員 それから、財政的なことで受講収入の比率が落ちるという話で、賛助会員の方の御協力も増やすということですが、賛助会員となられている方は企業なのか、個人なのか、どういう方が賛助会員として存在されているのでしょうか。

○久留米刑事部長 この講習会に参加していただいているほとんどの企業が法人として会員になっていただいておりますけれども、個人で会員になっている方もいらっしゃいます。20人弱ぐらいが個人会員、残りの数百会員は企業が賛助会員となっております。

ちなみに、賛助会費は企業が一口で1万円、個人が5,000円となっております、一つの企業で数口賛助会費を納めていただいている企業もございます。

○重松委員長 よろしいですか。

では、最後にその他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時48分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、企業局長の概要説明を求めます。

○松浦企業局長 本日御説明いたします項目についてでございますが、常任委員会資料の2ペー

ジをお開きください。

目次でございます。まず、予算議案が1件、議案第3号「令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

それから、2、その他報告事項であります。3件ございまして、1件目は綾第二発電所大規模改修工事で発生した人身事故及び再発防止対策について、2件目は、令和6年8月8日に発生した地震に伴う被害状況について、3件目は、令和6年台風第10号に伴う被害状況についてであります。

この中で、綾第二発電所の事故につきまして、委員の皆様にも大変御心配をおかけしたところでございます。申し訳ございませんでした。

先月末にようやく工事再開という運びになりました。再開に当たりましては、受注者による再発防止対策の確実な実施は当然でありますけれども、企業局といたしましても、発注者として業者としっかりコミュニケーションを図りながら安全の確保に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それぞれの項目につきましては、担当課長及び室長から説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○重松委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○山元施設保全課長 補正予算について御説明をいたします。

資料の3ページを御覧ください。

議案第3号「令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）補正予算（第1号）」であります。

まず、1の「多目的ダム施設管理事業」について、(1)の補正の理由であります。岩瀬ダ

ムの貯水池において異常繁殖しているウキクサの除去を行うため、実施主体となる県土整備部が予算を補正することに伴い、企業局負担分を補正するものです。

(2)の事業の概要であります。右の写真のとおりダム湖面上、約40ヘクタールの広範囲にわたり異常繁殖しているウキクサを貯水池から回収、搬出し、仮置きして乾燥させることで枯死させ処分します。

事業費総額は2億1,600万円で、そのうち企業局負担分は8,063万3,000円となります。

(3)補正額(令和6年度)であります。まず、収益的収入及び支出について、表の太枠の中ほどにありますように、補正予定額は事業費8,063万3,000円で、全額が県土整備部における多目的ダム施設管理事業の増額補正に伴う企業局負担額の増額分であります。

補正後の事業費の合計は、太枠の一番右の計の欄にありますとおり、73億7,949万円となります。

この結果、表の一番下の太枠の右端の計の欄にありますとおり、補正後の事業収益から事業費を引いた収支残は、マイナス25億2,911万8,000円となります。

○松生発電設備課長 資料4ページを御覧ください。

2の立花発電所同期用遮断器取替工事(継続費)についてであります。

同期用遮断器とは、発電機でつくりました電気を送電線につなぐためのスイッチの役割をする電気設備であります。

(1)の補正の理由であります。当初取替えを予定しておりました同期用遮断器に加え、回路を保護する周辺機器の劣化が判明し、設備の機能を維持するために周辺機器も併せて取替

えを行う必要があることから、取替工事に係る年割額を増額するものであります。

次に、(2)の事業の概要であります。盤内加工を施した後に同期用遮断器及び周辺機器の取替えを行い、その後、総合的な動作試験を実施するものであります。

スケジュールとしましては、12月に契約し、約9か月の機器の工場製作期間を経て、発電所内の工事を実施することから、2か年の継続工事となり、完成は令和7年度末となる見込みであります。

(3)の補正額(継続費)であります。Aの設定期間につきましては、令和6～7年度で変更はありません。

次に、Iの総額及び年割額ですが、営業費用は既設の機器の撤去等に要する経費となりますけれども、太枠の補正予定額の欄にありますとおり、令和7年度分について104万2,000円を増額するものであります。

建設改良費は、同期用遮断器の製作や据付け等に要する経費となります。太枠の補正予定額の欄にありますとおり、令和7年度分について2,309万6,000円を増額するものであります。

この結果、各表の一番右端の計の欄にありますとおり、営業費用の継続費総額は148万2,000円、建設改良費の継続費総額は3,519万9,000円を予定しております。

補正予算に係る説明は以上であります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑ございませんか。

○福田委員 ウキクサの除去は回収、搬出、仮置き、乾燥、処分とプロセスが書いているんですけども、この回収方法を具体的に説明してください。

○山元施設保全課長 ウキクサの回収方法とい

うことですが、効果的に回収できるように、県土整備部のほうで検討を行っております。具体的にはウキクサを岸のほうに寄せまして、重機等を使って岸に上げて、貯水池から回収、搬出して仮置き場で枯らすということになります。

○**福田委員** この事業費総額が約2億円となっているんですけれども、本当にこの工程が一番良かったのか疑問です。工程について検討されたのでしょうか。

○**山元施設保全課長** はい。事業主体であります県土整備部が他県の発生事例等も考慮しまして、こういった費用になっていると伺っております。

○**福田委員** ウキクサの除去が終わったらまた繰り返すことがあるんじゃないですか。その対策はしてあるんですか。

○**山元施設保全課長** ウキクサが再発するのではないかという御質問ですけれども、今後異常繁殖を防止するために、県土整備部が考えておまして、貯水池の巡視の強化、見張りを強化するというので、これまでは月に1回巡視を行っていたらしいけれども、繁殖期の4～10月につきましては月2回巡視をし、ウキクサを発見次第、直営で回収する。

もしウキクサの回収がうまくいかない場合、その時点で広範囲になっている場合には、緊急施工等をしましてウキクサを回収すると聞いております。

また、県土整備部主催で、岩瀬ダム特定外来生物の対応に係る連絡会議というのを立ち上げております。県、関係市、それから企業局、漁業など関係機関と連絡体制を構築しまして、ウキクサの情報共有とか回収等の協力依頼をもって早期発見及び早期回収に取り組むこととして

おります。

○**武田委員** ウキクサの件ですけれども、早期回収するべきところがなぜここまで異常繁殖してしまったのでしょうか。今後もウキクサが発生する可能性があるのであれば、ウキクサが出た都度除去していかないと、これだけ多額の費用になってしまう。なぜここまでウキクサが異常繁殖し、2億円もかけないといけないか教えてください。

○**山元施設保全課長** ウキクサが40ヘクタールも広がってしまったのはなぜかということですが、事業者の県土整備部にお聞きしましたところ、令和5年10月にウキクサが確認されておりまして、そこで一応除去を行っております。ウキクサは11～3月、冬の間につきましては枯れたり、越冬したとしても繁殖はほとんどしないということで、この時期に除去を行っております。これがこれまでのやり方でございます。

今回もこれまで同様にそういった対策を行っておったところなんですけれども、除去のスピードを上回る爆発的な繁殖となって、このような事態になってしまったということで、過去に例がなく想定ができなかったと伺っております。

専門家にも聞いているんですけれども、今年の気象、貯水池の水温、水質の富栄養化などの複合的な条件が重なって、爆発的に増えたものではないかと考えられる見解でございます。

○**武田委員** 過去に事例がなく、今回が初めてだったということですね。しかし、今年の異常気象は来年度以降も可能性が出てくると予測されるので、企業局だけでなく県土整備部と専門家の意見をいただいて何とかしていただかないといけない。毎年は大変ですので、そこはしつ

かりと対策をお願いしたいと思います。

○二見委員 40ヘクタールって、ダムから上にどのくらいまであるんですか。広さは数字で出ているけれども、実際の範囲はどうなんですか。

○山元施設保全課長 上流まで具体的にどのくらい伸びているかというところは、県土整備部のほうに確認しておりませんので、正確な情報は持ち合わせておりませんが、広さとしては40ヘクタールと聞いているところです。

○二見委員 繁殖面積40ヘクタールという数字は出たけれども、どこまで伸びているかが分からないというのは、何かおかしくないですか。

○山元施設保全課長 ダムの地点から約3キロメートルほど上流まで伸びているようでございます。

○二見委員 これは先ほど説明があったけれども、今までない事例なんですよ。対応が追いつかなくてここまで繁殖してしまった結果、今に至るということで、本当に今までなかったということですよ。

○山元施設保全課長 はい。これまでも数年に1回はウキクサが発生しているということはあるんですけども、先ほど言いましたように、発見したらすぐ回収して、それで事が済んでいたということでございます。

今回は、そういうやり方をやっていたんですけども、爆発的に繁殖してしまったということでございます。

○二見委員 毎月1回、4～10月に行って対応しているけれども、上流まで3キロメートル繁殖しているのにどれくらいの時間がかかったんですか。

今話を聞いていると、その上のほうで見えなかったような感じを受けるんですよ。ウ

キクサだから浮いているんですよ。流れてきたんじゃないですか、どうなんですか。

調査方法が今までのやり方でよかったのか、そこも詳しい状況が分からないのでしょうか。

○山元施設保全課長 事業者が県土整備部ですから、私どものほうで詳細な情報までは得られていないところがあって申し訳ないんですけども、これまでも冬の間には除去して、発見したらすぐ回収していたということは聞いております。

しかしながら、このような状態になってしまったということでございます。

○小牧副局長(技術) 私は昨年度まで都城土木事務所にいまして、こちらのダムの管理をしておりました。これまで確かにウキクサは、発生することもあったんですけども、ある程度ウキクサがまとまったところで発注して、それを除去するというので済んでいました。

今回は、本年度になってウキクサが発生していて、撤去もしているという話だったけれども、見る見るうちに、下流のほうから上流に向かって2キロメートル先まで、それこそ撤去するスピードを上回る爆発的な繁殖という状況で、やはり水温の上昇であるとか、今回の場合は外来種も入っているということで、今までにない繁殖だったとお聞きしております。

○二見委員 今回と比べて通年取っていた量というのは、どれくらいでしょうか。

○小牧副局長(技術) これまでは少なくとも維持管理の範疇——要するに直営で行ったり、場合によってはある程度まとまっているときに処理するには運搬などの費用がかかるので、委託で行ったりするぐらいで、日常的な管理で済む範囲ということで、別途予算を計上するような繁殖というのは、私も記憶するところではな

いところでは。

○二見委員 今回初めて特定外来生物という説明を受けたんですけれども、今まではそれが入っていなかったんですか。

○小牧副局長(技術) もともとウキクサ自体、特定外来種ということでほかの河川でも繁殖しております。

ただ、これも今回このウキクサも何種類かあって、多分、家庭内で魚とか育てるときに流入してきたのではないかと、あと先ほどの水温と富栄養化という水質的に栄養価が上がってしまっているのが複合的に重なったということがあると思います。

特定外来種については、新たに発見したようなものではなくて、従来どこの河川でもこういうものがあって、繁殖して苦情が出ている種類ではあります。

○二見委員 ウキクサは根が張っているわけではなく浮いているんですね。

いつ撮った写真かは分かりませんが、さっきグーグルマップで見たら、2キロメートル先まではなかったけれども、400メートルぐらいは緑色になっていたの、これは日常的なレベルで取る量なのかなと。それぐらいは今までは見ていたけれども、それが何十倍になってしまったという想定はしていなかったことなんだろうなと思います。今回2億円ぐらいかけないとこのウキクサが除去できないというのも、今回の事案としては分かりました。

けれども、その上の部分を何か覆うことで対策が出来ないのかと。洋上太陽光とか御覧になったことないですか。都城市山田町に、水の上に浮かんでいる太陽光パネルがあります。例えば、洋上太陽光があったら水位が上がったときには一緒に上がって行って、下がったときには一緒に

に下がっていく太陽光発電システムとかあるんですけれども、ダムだから一定量ずっと貯まっていますよね。

そういう洋上太陽光のように遮るものがあるならば、そこにはまず繁殖する余地はないのかなとか、発電システムだから、そこでもまた新たに発電できるとなると、自然光を使いたいものなのかなという気もする。いろんな木材とか流れてくると、結構大変なところもあるとは思いますが、ウキクサの除去とは別に、また検討していく必要もあると思います。

○前屋敷委員 ウキクサの問題は、この岩瀬ダムだけの問題ではない。今回はいろんな条件が重なって、これだけ繁殖したということが言えると思うんですけれども、この異常気象の中で、水温が上がったりとか、いろんな要素が十分に考えられるので、監視・巡視と言われましたけれども、岩瀬ダム以外の河川やダムについても、今後しっかりと発生させないための手だてが必要かなと思いましたので、そこはぜひ重視していただきたいと思います。

○重松委員長 ほかにございますか。

それでは、議案につきましては以上でございます。

次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○小野工務管理課長 資料の5ページを御覧ください。

綾第二発電所大規模改修工事で発生した人身事故及び再発防止対策についてであります。

まず、1、事案の概要です。

令和6年7月3日、発電所背後のトンネル内斜面において、移動中の資材運搬台車のワイヤ

一が切れ、乗っていた作業員1名が滑落して死亡したものです。

さらに、斜面の下にいた別の作業員に台車が衝突し、右足を骨折しました。これらを受け、同日から工事を中断しました。

亡くなられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、負傷された方の一刻も早い回復を祈っております。

次に、2、事故の状況です。

ウインチ式の資材運搬台車に人が乗り、ワイヤーが切れたことによるものですが、詳細については、現在も警察において捜査中です。

企業局としましては、今回の事故に関して対応すべき課題は、ウインチ式の資材運搬台車のワイヤーが切れたこと、安全管理の不足があったことと考えています。

最後に、3、再発防止対策として、(1)事故を起こしたウインチ式の資材運搬台車は撤去し、新たに自走式のモノレールを設置する。(2)安全管理を専任で行う人員を配置するとともに、安全パトロールを強化する。(3)トンネル内の監視カメラを増設し、専属の監視員を配置する等の対策を受注者がまとめ、労働基準監督署に受理されたところであります。

これを受けて、8月28日に工事を再開したところですが、企業局としましては、今後二度とこのような痛ましい事故が発生しないよう、受注者への指導・監督を徹底してまいります。

なお、資料6ページにトンネル断面図と新たに設置する自走式モノレールの写真を載せておりますので、御覧ください。

○山元施設保全課長 資料の7ページを御覧ください。

令和6年8月8日に発生した地震に伴う被害状況についてであります。

1の被害概要等について、令和6年8月8日に発生した地震により、企業局庁舎周囲の地面が陥没しました。

企業局庁舎全周囲を地中探査レーダーにより調査した結果、駐輪場基礎下に空洞を確認しました。大きく陥没した、主に職員が利用する駐輪場につきましては、安全性を考慮し、現在、使用を規制しております。

2の陥没の状況ですが、最も顕著であった場所は、企業局庁舎東側駐輪場の基礎下でありまして、写真1に示した位置に、深さ約1.7メートル、幅約3メートル、奥行き約1メートル程度の空洞ができております。

そのほかにも、写真2に示しておりますとおり、北側及び東側の碎石敷きが約5～10センチメートル陥没しております。

3の今後の予定であります。現在、地中探査レーダー等の調査結果に基づき、補修工法の検討を行っており、決定次第、速やかに補修工事に着手する予定であります。

以上が、地震による被害状況であります。

続きまして、資料の8ページを御覧ください。

令和6年台風第10号に伴う被害状況について御説明いたします。

1の電気事業の被害状況について、(1)被害概要として3件挙げております。

1つ目は、延岡市にあります祝子発電所の取水口及び放水口の土砂堆積です。

放水口は、発電に使用した水が河川へと流れるところですが、そこが左下の写真のように土砂で埋まった状態となっております。緊急施行にて復旧工事を発注し、費用は概算で900万円を見込んでおります。

2つ目は、美郷町にあります鬼神野取水堰の沈砂池の流木堆積です。

沈砂池は、取水した水に混じる砂利等を沈殿させながら導水路へ導く人工池で、河川に面しているため河川の増水により流木が流れ込んだものです。

流木堆積の状況は、下の真ん中の写真のとおりです。緊急施行にて復旧工事を発注し、費用は概算で500万円です。

3つ目は、同じく鬼神野取水堰の取水口スクリーンの破損です。

取水口スクリーンは、河川の流木等を吸い込まないように、取水口に設置された金属製の縦格子です。

右下の写真のように、2つあるスクリーンのうち上流側の1つが破損しております。緊急施行にて復旧工事を発注し、費用は概算で950万円です。

これらの復旧費用につきましては、土砂堆積や流木の除去費用として当初予算に計上しておりますので、補正の必要はございません。

(3)の減収額ですが、今回の被害により、発電機停止に伴う減収額は、約770万円と試算しております。

以上が、電気事業の被害状況であります。

○西本経営企画室長 資料の9ページを御覧ください。

2の地域振興事業の被害状況についてであります。

(1)の被害概要ですが、一ツ瀬川の水位上昇により、ゴルフ場のコースが全面冠水し、一時閉鎖を行いました。

(2)の一時閉鎖の状況であります。青く色づけしている部分についてですが、インコース、アウトコースともに8月29日から大雨のため臨時休業し、9月3日までの6日間にわたり全面閉鎖を行いました。

復旧作業は、比較的被害が小さかったアウトコースを優先して行い、9月4日からアウトコースの9ホールで営業を再開し、9月8日からインコースを含めました全面営業となりました。

作業内容は、コース内に流入した土砂、流木の除去、流出したバンカーの砂入れ等を行いました。

そのときの写真を掲載しております。左側が8月29日のコース冠水状況で、右側が土砂の除去作業の様子であります。

(3)の被害額であります。復旧費用は約140万円で、クローズした6日間における減収額は、当該期間の予約状況から約70万円と見込んでおります。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑ございませんか。

○武田委員 綾第二発電所の大規模改修に係る事故ですが、代表質問でもさせていただいて内容は理解しました。

今回、再発防止策として、そのウインチ式を撤去して自走式モノレールの設置であるとか、安全管理を専任で行う人員を配置するとか、トンネル内の監視カメラの増設とか、また専属の監視員を配置するという事で、今までにない予算がかかっていると思うんですが、当初予算にプラスすることはないんでしょうか。

○小野工務管理課長 今回の工事の安全対策の強化に係る部分につきましては、予算の増額とかはありません。工事請負額の中でやっていただくということになっております。

○福田委員 ウインチ式の資材運搬台車ですけれども、これは人が乗ってよかったですか。

○小野工務管理課長 これはあくまでも資材運搬用ということで、人が乗ることは前提として

おりませんでした。

○**福田委員** 乗ったらいけなかったんじゃないんですか。

○**小野工務管理課長** そのとおりでございます。

○**福田委員** 説明資料では、「ワイヤーが切れたことによるものであるが」というところで終わっているんですけれども、強度的に問題があったということですよ。

○**小野工務管理課長** そのあたりも含めまして、現在警察のほうで捜査中ということになっておりまして、我々もまだ詳細にはその警察の見解を受けておりませんので、こういう書き方になっております。

○**福田委員** 運搬台車というところで、人が乗ってはいけないものに乗って事故になっているわけですね。そして、今度、自走式モノレールというところで写真が出ているんですけれども、写真には4人乗っています。これはどういう意味合いがあるのでしょうか。

○**小野工務管理課長** これは最初から人が乗ることを想定していないものに人が乗って事故に遭ったという事実がございますので、対策としましては、もう最初から人が乗る前提で、ワイヤーで吊るウインチ式ではなくて、自走式モノレールにしているところになります。

○**福田委員** 問題は資材運搬台車だったんですよ。人は安全に運べるようになったけれども、資材はどうなったんですか。

○**小野工務管理課長** これは人も乗れますし、資材ももちろん積めるというようなものでございます。

○**福田委員** ウインチ式の資材運搬台車の能力と、自走式モノレールになったときに、作業効率は問題ないんですか。

○**小野工務管理課長** はい。資材運搬台車と比

べまして、積載能力につきましては自走式モノレールのほうが能力的に大きいというように聞いております。

○**福田委員** 事故があって人がまた乗るんですか。

○**小野工務管理課長** 必要に応じて乗ることができるというようになっております。

○**福田委員** はっきりした原因はまだとおっしゃるんですけれども、事故が起きていますから、実際そのモノレールにまた資材を積んだり、人が乗ったりしたときには、また次の事故が起きそうな気がするんですが、そこら辺は十分注意していただきたいと思います。

○**前屋敷委員** 同じくこの事故のことで伺いたいんですけれども、この事故によって外国の作業員の方が一人亡くなられて、一人骨折している。この被害に遭われた方に対する補償が御家族や御本人が納得いくものに今なっているのか。

それから、今後の再発防止策の中で、安全パトロール強化もあり、当然ですけれども、この安全パトロールの中身をしっかりと精査しなければならない。

それと、この自走式モノレールというのは、どういう構造になっているのかよく分からないんですけれども、前の台車はワイヤーで引っ張るということで、ワイヤーが切れた。ワイヤーの強度が足らなくなったということなのかな、それとも劣化していたというのもあったのかなと思うんですけれども、この自走式モノレールではそういった危険性はないのか、自走式なのでどういうふうに動いていくのか構造上の仕組みについて分かれば御説明いただければと思います。

○**小野工務管理課長** それでは、まず最初の被害者に対する対応という点であります。受注

者がベトナム国籍でしたので、母国に伺いまして遺族と話しまして、慰謝料であるとか、今後につきましては日本人の労働者と同様に労働災害の手続きをして、しかるべき対応をしていくというように聞いております。

2番目の安全パトロールにつきましては、受注者及び我々発注者も機会を見つけて現場に行くことで強化していく。これにつきましては、一応受注者がまとめた報告書にありまして、それを労働基準監督署も認めてくれたということです。安全パトロールの強化をもってさらに今後進めていくというふうにしております。

最後に自走式モノレールの構造ですけれども、写真を見ていただきますと、一番前の方が運転手になっておりまして、その前にエンジンがついております。駆動としてはこのエンジンで進んでいきます。モノレールですからレールのところですが、レール側と車体側に刻みが打ってありまして、その刻みがかみ合いながら進んでいくというところでありまして、この自走式モノレールにつきましては、広く日本国内で工事等に使われているということで、かなり安全性が高いということは確認できております。

○前屋敷委員 亡くなられたベトナムの方のところには出向かれて、謝罪も含めて対応をされたということですが、これは受注された企業がベトナムに行かれたんですか。

○小野工務管理課長 はい、受注者のほうが行っております。

○前屋敷委員 そういった誠意を尽くされたというのを聞いて、ほっとした気持ちもあるんですけども、やっぱり人の命が失われるということは、重く受け止めて今後の作業に従事しなければならないことだと思いますので、そこは今後の課題として十分受け止めていただきたい

と思います。

それから、再発防止対策ですけれども、今御説明もありましたが、十分な点検も含めて、毎日の作業のときの点検も必要かと思っておりますので、そこは十分に対応していただくようお願いしたいと思います。

○重松委員長 ほかほかございますか。

それでは、その他で何かありますか。

○二見委員 さっきのダムのところに戻るんですけども、県土整備部は、大体この河川のそういう除去の予算を15億円ぐらい組んでいて、それを今回2億円追加する議案になっているみたいなんです。

そのうちの8,000万円を企業局が今回負担することとなっていますけれども、今までこういった負担はしていないわけですよ。予算を見る限りでは、そういう企業局負担分というのは載っていないと思います。

そもそも河川管理は、県土整備部の仕事だと思います。ダムの管理者として月に2回ぐらいは見ていたのか、それとも県土整備部がやっていたのか。そこ辺の管理の話や今回の予算8,000万円がどういう根拠で組まれているのかお伺いします。

○山元施設保全課長 まず、ダムの管理につきましては、先ほど事業主体は県土整備部と申しましたけれども、県土整備部の都城土木事務所のダム担当が日常管理をしております。

それから、費用の負担割合につきましては、岩瀬ダムの場合は、県土整備部が62.67%、企業局が37.33%と決まっておりますので、この割合で費用を負担しているということでございます。

○二見委員 その負担割合というのは、いろいろなことをするのにそうやって決まっているものになるのでしょうか。

○山元施設保全課長 はい。建設当初からそれぞれの受益分を計算して、費用負担は決まっております。

○二見委員 今回そのダム周辺の管理だけではなくて、かなり上流のほうまで対応しなくてはならなかったというのと、今後の在り方ですよ。

いきなり8,000万円というのは、かなり厳しい金額です。こういうことがないように、対策をやっていかなければならない。異常気象で今回このようになったのかもしれないけれども、対策を考えていかなければならない。

それは、企業局がやらないといけないのか、県土整備部がやらないといけないのか、その費用負担の割合だけではなく、その責任者または管理者——恐らくダムというよりは、その上流の河川流域の管理というところになるのかなと勝手に思っているんですけれども、そこ辺もしっかり対応を検討してやっていかないと、企業局としても結構つらい話なのかなと思います。企業局長がしっかり県土整備部ときちんと話を付けていくんだらうかなと思います。

○松浦企業局長 この話を最初に聞いたとき、正直驚きました。ただ、いろんな事情を聞いてみると、結果として仕方がなかったのかなと思います。負担割合が決まっているので、企業局として負担するところまでは、理解しなければならぬ話だと思います。

今後ずっとこれが続くのは、経営ということを考えるとつらいところがありますので、御指摘のあった、今後どのように管理していくのかというようなところについては、私としても県土整備部のほうとしっかりコミュニケーションを図っていきたいと思っています。

○二見委員 ネットで止めているところで異常

繁殖したんじゃないかと、繁殖したウキクサが川上から川下へ流れてきたのかなと思うんですよ。

今はこんな事態になるまで手当てができなかったというのも、一つの課題だろうなと思いました。

○重松委員長 ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

午前11時31分休憩

午前11時37分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○黒木教育長 それでは、今回委員会で御審議いただきます教育委員会所管の報告事項等について、その概要を御説明申し上げます。

常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

今回御審議いただきます予算議案、特別議案はございません。

報告事項といたしまして、家庭教育を支援するための施策の実績（令和5年度）について、次に、その他報告事項といたしまして、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書について」、「電子書籍サービスの運用開始について」、「特別史跡西都原古墳群保存活用計画の策定について」、「令和6年度全国中学校体育大会（北信越ブロック）の結果について」、「令和6年度全国高等学校総合体育大会（北

部九州)等の結果について」、等とございますのは、定時制・通信制大会の記録も入ってございます。「第48回全国高等学校総合文化祭(岐阜大会)の結果について」、以上6件を御報告申し上げます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては引き続き関係課長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○重松委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○猪野生涯学習課長 資料の3ページをお開きください。

家庭教育を支援するための施策の実績について御報告いたします。

①の報告の根拠であります。平成28年に施行されました宮崎県家庭教育支援条例第18条の年次報告によるものであります。

②の報告内容につきましては、令和5年度に実施しました施策の実績について、条例第11～16条までに示されています6つの条文に沿って整理しております。

詳しくは、別冊の令和6年9月県議会定例会提出報告書にて、条文ごとに、各課室が実施した事業名や実施状況等を表に整理しております。

本日は、教育委員会関連の主な事業を抜粋して、資料4～5ページで説明いたします。

資料4ページを御覧ください。

令和5年度に実施しました施策の実績は、全部で19課・室、53事業であります。

(1)の第11条、親になるための学びの支援につきましては、子供を対象に家庭の役割や子育ての意義などについて学ぶ機会を提供するもので、5課で5事業を実施しました。

そのうち、特別支援教育課が実施した、「高校から広がる共生社会推進事業」では、37校において高校生が主体となり、特別支援学校との交流活動を企画・実施し、各高校の得意分野に関する制作活動や、高校の生徒が特別支援学校の美術の授業に参加して共同制作などを行いました。

(2)の第12条、親としての学びの支援につきましては、保護者を対象に、子育ての知識や子供との接し方など、親として成長するための様々な学習機会を提供するもので、4課で5事業を実施しました。

そのうち、生涯学習課では、幼児や小・中学生の子供を持つ保護者を対象に、みやざき家庭教育サポートプログラムを県内155件中118件実施して、受講者は2,323名であったところです。

(3)の第13条、多様な家庭環境に配慮した支援及び関係者間の連携強化につきましては、様々な環境にある家庭を支援したり、それを取り巻く関係者間の連携を強めたりするもので、9課・室で15事業を実施しました。

そのうち、人権同和教育課が実施しました「みやざきの子どもを守る総合支援事業」では、スクールソーシャルワーカーを県内に21名配置しました。

また、53名のスクールカウンセラーを公立小・中・高等学校等に配置・派遣し、いじめ、不登校等の対応に当たりました。

資料の5ページをお開きください。

(4)の第14条、人材の養成等につきましては、家庭教育に関する支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上並びに家庭教育に関する支援を行う人材相互間の連携を推進するものであり、4課で4事業行いました。

そのうち、生涯学習課では、みやざき家庭教

育サポートプログラムを普及するための推進役となります。トレーナーを養成します養成研修会と、スキルアップ研修会を実施しました。

(5)の第15条、相談体制の整備、充実等につきましては、保護者や子供たちが気軽に話ができる相談体制の整備・確保を行うもので、9課で12事業を行いました。

そのうち、人権同和教育課が実施しました、「みやざきの子どもを守る総合支援事業」では、県教育研修センターに設置してありますふれあいコールを、24時間子供SOSダイヤルに一元化したところです。

また、来訪相談やSNSを活用した相談事業——ひなた子どもネット相談を実施しました。

(6)の第16条、広報及び啓発につきましては、家庭教育に関する情報を県民に提供するもので、9課で12事業を実施しました。

そのうち、生涯学習課では、ホームページにて、みやざき家庭教育サポートプログラムの冊子やリーフレットの更新、研修会の案内など、積極的に様々な情報提供を行ってきたところです。

このように、県の家庭教育支援に係る施策について、関係課・室と連携し、全庁的に取り組むことができました。

最後に、参考資料としております令和6年度に配布する家庭教育支援啓発ポスターについて、こちら後方を御覧ください。地域社会全体がつながりをもって家庭での教育を支援することの重要性について、広く県民へ周知することを目的に、啓発ポスターを制作し、県内に配布することとしております。

委員の皆様方で必要な方がいらっしゃいましたら、お申しつけいただきますと御準備いたします。

今後も、関係課・室と相互の事業について推進し、県民みんなで家庭での教育を支える体制づくりを目指します。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑がございませんか。

○福田委員 親になるための学びの支援というのは、非常に興味深いタイトルだなと思いました。対象は高校生となっていたんですけども、この背景については、どういった親になるための学びの支援という内容でしょうか。

○山之口特別支援教育課長 この「高校から広がる共生社会推進事業」ですけれども、親になるため、それから社会に出て障がいのある方と接する、そういったときのために、高校のときから障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流活動を行うことで、障がい理解、自己理解、他者理解、それから個性、多様性を尊重する共生社会の形成、そういったものを目的としておりまして、先ほど生涯学習課長も申しましたけれども、昨年度は37校全ての高校で、483名が参加しております。内容は、例えば、特別支援学校の児童生徒と音楽や美術、それから障がい者スポーツの体験や交流とか、あと工業高校では、交流を通して障がい者スポーツの用具を製作したり、農業高校では一緒に草花栽培をして、そして加工品を製作するなど、高校の特色を生かした交流をやっております。

私、去年特別支援学校の校長だったんですけども、実際に高校生の感想を読んだところ「楽しかった」とか、「またやりたい」というのがほとんどでした。そのほかにも「特別支援学校の教員になりたい」とか、「自分が社会に出てやるべきことが分かった」とか、あるいは「障がい者に優しい製品づくりであったり、まちづくりであったり、そういったことを考えていきたい」

というようなこともありまして、大変意義のある活動だなと思ったところでした。

○福田委員 非常に興味を持ったテーマです。一つはキャリア教育みたいな意味合いもあったんですね。とてもいいことだと思います。

○重松委員長 ほかにございますか。

○下沖副委員長 資料5ページの相談体制の整備について、SOSダイヤルとSNSの相談のところなんですけれども、本人が相談した割合と、家族もしくは第三者からの相談など割合が分かれば教えてほしいです。

○川越人権同和教育課長 このSOSダイヤルにつきましましては、昨年度一元化しまして、今年もしっかりとまとめているところなんですけれども、御本人からが多いです。それ以外にも保護者の方、あとはそれに関係する方からも来ております。

例えば、保護者からの御相談ということに関しましても、御本人に関することがありますので、どれぐらいの割合かというのは、今のところしっかりと把握できていないところもあるんですけれども、高校生に関する相談、そして中学生に関する相談、あとはそれ以外の小学校というような感じで、今のところまとめているところであります。

現在のところ、ダイヤルサービス等は、そういった把握の仕方をしておりませんので、今後把握するようにお願いをしているところです。把握ができましたら、また御連絡させていただけたらと思っているところがございます。

○下沖副委員長 情報を分析していく上でも、データ化していただきたい。あと学校への情報提供や連携はどうなっているのでしょうか。

○川越人権同和教育課長 緊急性のあるものにつきましましては、このダイヤルサービスですとか、

SNS相談を委託しております業者のほうから、すぐに本課のほうに御連絡がございまして、それで関係機関や学校につないだりしているところでございます。

ただ、緊急性がない場合には、翌日対応ですとか、その内容によって対応しておりますが、いずれにしましても当課を中心に、様々な関係機関とつなぎながら対応しているところがございます。

○下沖副委員長 スクールソーシャルワーカーとの連携について、今までの実績があるのでしょうか。学校に直接ではなくて、スクールソーシャルワーカーから入って行って、問題解決したパターンがあるのか教えてください。

○川越人権同和教育課長 直接ソーシャルワーカーに私たちのほうから連絡するというのではなくて、生徒の在籍する学校に御連絡を差し上げて、チーム学校として、その中でソーシャルワーカーが入っていただいて、御家庭との関係であったり、またカウンセラーが入っていただいて、相談体制として対応するということはたくさんございます。

○重松委員長 よろしいですか。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆さんにお諮りいたします。質疑は続いておりますが、残りの質疑につきましては、本日の午後1時5分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ございませんので、委員

会は午後1時5分から再開したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後1時3分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

報告事項について質疑をお願いいたします。

○二見委員 様々な家庭の状況の中で子供たちが置かれている痛ましい事件があり、そういった改善につながるような思いで、宮崎県として取り組んでいくべきということで条例を定め、その実施状況について報告していると思います。先ほど説明いただいた、例えば、親になるための学び支援ということで、「高校から広がる共生社会推進事業」という特別支援学校の生徒たちと高校の生徒たちの交流を通じて、お互いの認識や共にできることを経験するということが非常にいいことだと思うけれども、親になるための学びの支援と、うまく関連しているのでしょうか。

事業実施内容は分かったんですけども、その学びの目的とこのつながりがよく分からなかった。例えば、「県民みんなで家庭教育応援事業」で、トレーナー養成とかスキルアップ研修をしましたということですけども、みやざき家庭教育サポートプログラムというのがあり、親子で楽しむゲームをやったりとか、いろんな事業があります。そういったトレーナーが養成されたり、研修して各教育事務所が中心となって、それぞれの範囲の中で事業を実施したりとかしていると思います。そこでの実施状況とか、どれくらい開催したとか、トレーナーが以前はこれくらいだったけれども、今はこれくらいの人数に増えていますとか、もう7年経過した事業だからそういう経緯も説明の中に少し入れて

もらったほうが分かりやすく認識しやすい。

最初に申し上げたように、様々な家庭の事情によって子供たちが苦勞することがなくなるような、今の社会課題を解決していくというのが大きな目的であって、例えば、虐待事件の背景は家庭の事情にあるのではないのかなど。

我々も子育て真っ最中ですけども、自分でやっていると、結局自分は育てられてきたようにしか育てることができない。まず自分の能力としては、自分が経験している、知っている範囲はこれだけしかないけれども、例えば、結婚してみて、相手の教育の仕方、生活の仕方があって、そこで初めてこんなものがあるんだとか、一つの価値観の違い、カルチャーショックを受けるわけですよ。

でも、これ夫婦だから身近に見てるだけなんですけれども、ほかの10人と同じような生活すれば、10人の新たな価値観の違いがあります。そのいろんな違いがある中でも、基本的に子育てができる環境の中で、大事にしなければならないことは何なのかとか、道徳教育とかもあるわけだし、その生活する上で大事な生活スキル、生きていくためのスキルとか、いろんな意味でその子供たちを支えるために、子供たち自身が成長できないといけない。

そういったことを支えるためにこの条例の意味があり、親としてできていない自分がいて、自分をもっとレベルアップするためには、自分の殻を割るしかない。そのためのサポート事業であってほしいと思います。

実際は保護者とかは学ぶ余裕もなかったりするし、そのためにダイヤル相談や窓口とかを設置して、最初の糸口をつくってほしいという取組をしているのは分かるけれども、宮崎県として、県教育委員会として各家庭が抱えている課

題をサポートしていく前提とした報告にぜひしてほしいなという思いがあります。それらが念頭にあれば、報告内容もそれに沿っていると思うけれども、疑問を持ってしまうので、まず前提として大丈夫なのかなど。やった結果こうなっているんだというところをしっかりと見せてほしいというのがあって、そういう内容にまとめることができないのかなと思いました。

数や実施した事業とかを報告するのではなく、しっかりと効果が出ているところを見せていただけるような報告にしていきたい。そのためにまず事業がそのように構築されているところを、この委員会でぜひ示していただきたいと感じたところですけれども、いかがでしょうか。

○猪野生涯学習課長 この条例が定められました7年目ぐらいになるんでしょうか。その経過についてやはりどうだったか、毎回同じことを聞かれているところもあります。

例えば、トレーナー数であればコロナ禍においては20人ほどしか受講者がいなかったものが、今では150人とか増えてきています。100人を超えるような、そういうような経緯が見えるような報告の在り方については十分検討してまいりたいと思いますので、また御指導いただけるとありがたいなと思います。

あと、やはり私たちがやるべきことの目標としましては、教育基本法の第10条に、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」というような文言がございます。

保護者がどのように子供を育てていくべきなのか、先ほどから言われておりますトレーナープログラム等を使って学び、親の学びもですけれども、悩みとかその時代に応じた社会情勢に関するプログラムを準備したりして、それぞれの保護者のできるだけ意に沿うようなプログラ

ムの改定等にも今後努めてまいりたいと思っていますところでは。

また、最後ですが、この多くの県庁内の課室の事業をまとめて報告させていただいておりますが、やはりそうなってくると、それぞれの課の目的があって家庭教育支援していくというつくりになっております。

ですので、我々としましては、今回ポスターというものを一つ出させていただいたのは、一つの旗印となるものを掲げて、そこで県全体として取り組むことができないだろうかという考えで言っているところでございます。

これからも連携等を具体的にしっかりできるように、担当者会議等をはじめ行っていきたいと思ったところです。

○二見委員 PTAは、学校と保護者が集まる組織であって、私もPTA役員をしているけれども、全保護者が同じ熱意ではない。子供たちに関わることが熱心な人が集まるのが基本であり、その人たちが中心となって事業を動かすから物事は進んでいく。

保護者全体を見渡したときに、どうしても非協力的な人もいます。学校の現場としては、そういう保護者たちは、家庭状況を見極めるいいきっかけになると思う。

PTAに入るかどうかではなくて、その家庭がどういう理由でやらないのか、家庭の事情とかをピンポイントに調べていく必要がある。

総合的にどの段階でどういうことをしていくかというのは、体系的につくられているので、「PTAは、任意だから入ってくれとか言えません」とか、そういうレベルではない。

PTAを使っていろんなことをやっているということをもっとアピールしていくことが、PTA活動の加入促進につなげていく大事な情報

発信の一つだと思います。PTAは、先生と保護者の集まりだけれども、先生が来るのは校長と教頭と主管教員の3人です。PTAの窓口は校長、教頭が全ての先生たちとのつなぎ役になる。

家庭の事情もあつたりとか、遠くから通われている方とか、先生たちの事情もあるので、それなりの配慮はしないとイケないけれども、やっていることに対する理解と協力をしてもらふ必要がある。

先生たちはすごいと思うのは、例えば、小学1年生が入ってきたときに、子供たちをまとめるのがすごいです。子供たちが先生に対する信頼感とか育まれていくというのをよく感じたので、先生たちも大変な仕事をされているというの、保護者に伝えていかないとイケないし、子供たちの成長につながるように、事業をうまく組み込んでいく、これがPTAの環境にプラスになっていくように、ぜひつなげてほしいなと思います。実際にやろうと思ったときには、考え方の違いにより、まとめるのは難しいです。教育長は現場にすごく目を向けているので、ぜひひとつ力強く押してほしいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○黒木教育長 今御指摘いただきました、本当にありがとうございます。先ほど生涯学習課長がお答えをしたところですけれども、この御報告を経年経験していますと、最初は紙ベースで全体を見ていただくような形でたしか報告をさせていただいて、そうするとほかの部局の課室の取組が出てくるものですから、その詳細にまではお答えができず、結果、教育委員会中心の御報告になり、そしてデジタル化ということで、さらにその中からのピックアップでやっております関係上、どうしてもちゃんとお伝えできて

いない部分が多々あるなというのを痛感しながら、今お話を聞いておりました。

やはり何を取り上げるかというのは、非常に大事だなと。それから、何をお答えするかというの、とても大事だなと改めて痛感した次第でございます。

それから、先ほど委員からの学校における御指摘につきましては、どうしても家庭関係が親子の縦と兄弟の横しかありませんので、私たちは斜めの関係をしっかりつくっていかないといけないと思っております。

中には、そこに全く今まで出会ったことのない斜めの方もいらっしゃると思います。その中で子供たちが経験を積んで成長していくということもたくさんありますので、そういった意味では、場をしっかりとつくるということもとても大事でございます。

改めて読むとそういう関係の中に、こういった施策一つ一つが実は落とし込まれているなど。各課室、部局横断で見ますと、すごくそういった場の設定があるなということを感じた次第でございます。

PTAにつきましても、一度立ち止まってしっかり考えなくちゃいけない大きな課題だと思っておりますので、これから学校とそのあたりも話題にしながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○二見委員 いろんな場の数はあるんでしょうけれども、入る人が限られていても意味ないです。新しい人たちにやってもらわないとイケない。我々も「役員をやってくれ」と言われて受けるけれども、長くするものではないとも思う。

在学期間が限られているから、いろんな人たちに関わってもらうために、役員をした人は「次の人にやったらいいよ」、「こういうことがある

よ」とか、一人でも多くの理解者や経験者を増やすのが大事だと思うけれども、限られた世界になってくると、関わっていない人たちから見たら「何やってんだ」ってなってくる。

本当は違う方向にやっていくもんだから、配慮していく必要があるだろうと思うんです。何でもかんでもやってくれる人たちはありがたいけれども、バックアップに回ってもらう必要性もあるというのを、先生たちには理解してもらいたいなというふうにも思うところでした。

○重松委員長 ほかに御意見ございませんか。

それでは、報告事項を終了させていただいて、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後にお願いたします。

○佐藤教育政策課長 常任委員会資料6ページを御覧ください。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてであります。

まず、1の概要にありますように、この報告は、地方教育行政法第26条の規定により、県教育委員会が行います教育に関する事務の点検及び評価について、結果を報告書として議会に提出するとともに、公表するものでございます。

報告書は、別冊資料として配付させていただいておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、2の「点検・評価」報告書にありますように、構成は4章立てとなっております。

まず、第1章では、教育委員会の会議の内容や教育委員の活動状況をまとめております。

第2章では、令和5年度に新たに策定しました宮崎県教育振興基本計画に基づく、19の施策

の状況につきまして、施策の進捗状況の分析と今後の方向性を示しております。

また、第3章では、6名の外部有識者から客観的かつ専門的な視点からいただいた御意見を記載しております。

第4章では、総括として評価結果を記載しております。

続きまして、3の作成経過及び今後の日程を御覧ください。

この点検・評価につきましては、令和6年3～5月にかけて、教育委員会事務局内部で施策ごとに点検を進めてきたところであります。

7月には、6名の学識経験者等の御出席の下で、外部有識者会議を実施したところであります。

また、8月には一次評価を基に、教育委員による協議会を開催し、一次評価の妥当性や二次評価の方向性について協議を行うとともに、定例教育委員会において付議され、決定いたしております。

こうした経過を経まして、本日の常任委員会で御報告させていただき、10月には県ホームページで広く県民に公表する予定としております。

4の評価の基準を御覧ください。

教育委員会の点検・評価につきましては、県総合計画における政策評価の進め方を参考に、評価基準を設定しております。

資料7ページ、令和5年度の実績、各施策の評価結果一覧を御覧ください。

令和5年度の施策の実績に関する評価結果につきましては、A評価が5施策、B評価が7施策、C評価が6施策、D評価が1施策という結果でございました。

令和5年度に新たに策定しました宮崎県教育振興基本計画の初めての点検・評価であり、令

和4年度までの計画と今回の計画では施策の数や推進指標等が異なりますことから、一概に比較はできませんが、例えば、施策14「読書県づくりの推進」の推進指標の実績値が、昨年度より低くなりD評価となりましたことから、今後とも改善が必要な施策があるところがございます。

一方で、新たに施策として位置づけました施策1「いのちと人権を守り、豊かな心を育む教育の推進」や、施策6「教育の情報化の推進」につきましても、一定の成果が出たものと考えております。

なお、資料8～10ページにかけてでございますけれども、各施策の一次評価を含めた細かい評価一覧を記載しております。これらの成果や課題等を踏まえまして、引き続き各施策の目標達成に向け、さらに取り組んでまいります。

○猪野生涯学習課長 資料の11ページを御覧ください。

県立図書館を窓口とした電子書籍サービスの運用開始について報告いたします。

広く県民の皆様が親しんでいただけるよう、名称を「ひなた電子図書館サービス」、通称「ひなデジ」といたしました。

本サービスは、県民の皆様がお持ちのスマートフォンやタブレットなどで、いつでも・どこでも・誰でも電子書籍を読むことができるサービスです。

時間や場所などに制約されない、新たな読書の選択肢を提供することで、県民の生涯学習及び学校における子供達の読書活動・調べ学習・探究学習等を支援いたします。

本格運用を開始する日時は、9月26日木曜日午前9時からであり、現在、試行的な運用を8月30日金曜日から行っているところがございます。

資料12ページを御覧ください。

提供します2つの電子書籍サービスについて説明いたします。

1つは、紀伊國屋書店が運営しますKinoden、もう一つは日本電子図書館サービスが運営するLibrariEの2つのサービスです。

Kinodenは専門書・実用書・事典など、調査研究や調べ物ができるコンテンツが充実しており、LibrariEは文芸書・児童書・絵本など、読書に親しんでいただけるコンテンツが充実しております。

また、両サービスとも読書バリアフリーの機能を備えており、文字の拡大や、一部コンテンツでは音声読み上げなどを御利用できます。

導入するコンテンツのジャンルは、資料の下に示しております。

8月22日に選書委員会を開催し、いただいた意見を参考にしながら、本格運用開始日までに約2,000点を、その後少しずつ増やしていき、本年度末までには合計約4,000点をそろえる予定です。

なお、本サービスの本格運用開始を記念しまして、9月26日午前10時より、県立図書館を会場にオープニングセレモニーを開催いたします。セレモニーでは、みやざき読書アンバサダーの米良美一氏の読み聞かせコンサートを行う予定としております。

今後、本サービスを広く周知し、コンテンツのさらなる充実を図ることで、県民の皆様にとって身近で愛されるサービスとなるよう努めるとともに、読書県みやざきを一層推進してまいります。

○長友文化財課長 特別史跡西都原古墳群保存活用計画の策定について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

①策定の趣旨であります。下の図でお示しておりますように、平成7年に県教育委員会は、西都原古墳群の保存整備・活用事業を進めるためのマスタープラン、西都原古墳群の保存整備・活用に関する基本計画を策定しております。

その後30年が経過する中で、少子高齢化や過疎化等により文化財の保存と継承が所有者だけでは困難となるなど、文化財を取り巻く環境は大きく変化しております。

この変化に対応するため、文化財を社会全体で支える体制づくりを目的とした文化財保護法の改正が行われ、これを受けて県教育委員会は、宮崎県文化財保存活用大綱を策定しました。

これらを踏まえて、西都原古墳群では、地域住民や関係機関が一体となった取組など、保存整備・活用を一層充実させることを目指して、新たなマスタープランとして特別史跡西都原古墳群保存活用計画を策定する予定としております。

資料14ページを御覧ください。

②の検討委員会の設置であります。考古学の分野だけでなく、学校教育や観光など、様々な分野の専門家や地元代表者等で構成いたします。

また、策定作業は、史跡の管理団体である西都市教育委員会の協力のほか、文化庁の指導助言をいただきながら進めてまいります。

策定スケジュールは③のとおりで、令和6年度を準備期間とし、令和7年度から検討委員会の設置、パブリックコメント等を実施し、令和8年度の完成を目指します。

○田中スポーツ振興課長 資料の15ページを御覧ください。

令和6年度全国中学校体育大会の結果について報告いたします。

本年度の大会は、8月17～25日の日程で、北信越ブロックで開催されました。

まず、上の表にありますように、個人の部では上から2番目になりますけれども、柔道男子の90キロ超級で、日章学園中学校の堂森遥空選手が3位となりました。これは、2年連続の入賞となっており、2競技6種目で入賞を果たしております。

また、中段の表にありますように、団体の部では、ソフトボール男子の門川中学校が5位入賞しております。

なお、下の表の一番右側にありますように、令和6年度の個人・団体の入賞合計数は7種目となっております。

続きまして、資料16ページを御覧ください。

令和6年度全国高等学校総合体育大会等の結果について報告いたします。

本年度の大会は、7月21日～8月20日までの日程で、北部九州を中心に開催されました。

個人の部では、一番上の段にございますように、陸上競技男子棒高跳の宮崎第一高校の結城咲翔選手及びその3段下でございますソフトテニス男子の都城商業高校の川崎選手、森選手が同種目で県勢初の優勝となっております。

ほかにも、少林寺拳法の組演武の男女それぞれ都城高校が優勝しております。

次に、資料17ページを御覧ください。

こちら団体の部になりますけれども、上から順にボクシング男子の学校対抗で日章学園高校、少林寺拳法男子の都城高校、ホッケー女子の高鍋高校、空手道男子の宮崎第一高校がそれぞれ3位、また6番のところがございますけれども、アーチェリー男子の延岡星雲高校が5位になる

など、7競技8種目で入賞を果たしております。

なお、右側の表の一番下にありますように、今年度の団体・個人の入賞合計は58種目となっております。

また、一番下の表になりますけれども、こちらは全国高等学校定時制通信制大会の結果であります。

まず、剣道の部におきまして、8月に日本武道館で行われまして、勇志国際高校通信制の尾形凌選手が優勝を果たしております。

こちらに記載のとおり、2競技3種目で入賞ということになっております。

○間曾高校教育課長 資料18ページを御覧ください。

全国の高校生による芸術文化活動の祭典であります第48回全国高等学校総合文化祭（岐阜大会）が、7月31日～8月5日まで開催されましたので、本県高校生の結果について御説明をいたします。

本大会は「集え青き春 漕ぎ出せ知の筏 水面煌めく清流の国へ」の大会テーマの下、全国から約2万人の生徒が参加する中、本県からは267名の生徒が、出場権のある18の部門に参加いたしました。

そのうち、上位入賞を果たしたのは、4つの部門で2団体、4個人です。

資料の丸印、入賞等を御覧ください。

まず、演劇部門ですが、優秀賞・文化庁長官賞を宮崎南高校演劇部が受賞いたしました。この演劇部門につきましては、県大会後、九州大会を経て九州ブロック代表とならなければ、全国大会へ出場できない仕組みとなっております。本県からの全国大会は実に12年ぶりとなりました。

続きまして、放送部門では、ビデオメッセー

ジ部門にて、優秀賞を宮崎日本大学高校の放送部が、また朗読部門では、特別賞を小林秀峰高校3年、山下晟那さんが受賞、弁論部門では、優良賞を宮崎大宮高校2年、香西瑠唯さんが受賞、書道部門では、特別賞・菅公賞を宮崎大宮高校3年、黒木綺乃さんが、特別賞を日南高校3年、新名未優さんが受賞いたしました。

資料19ページは、本県から、この岐阜大会に参加いたしました18部門の参加状況をお示ししております。

また、資料20ページは、参考資料といたしまして、過去5年間の入賞実績をお示ししております。

○重松委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はございませんか。

○下沖副委員長 資料8ページの各施策の推進状況と評価についてですけれども、施策3「全ての児童生徒に応じた教育機会の確保」について、困り事や不安があるときに先生や学校にいる大人に相談できると答えた児童生徒数の割合が、小中高とある中で中学校が圧倒的に低いので、この理由を教えてください。

続きまして、資料10ページの施策16「教職員の資質能力向上」が小学校は充実しているけれども、中学校、高校と低い状況にあるので低い理由を教えてください。

続きまして、施策18「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」について、学校から答えた割合では、地域と連携が取れているとなっているけれども、2段目の地域住民の答えた割合と大分乖離があるので理由を教えてください。

○佐藤教育政策課長 「全ての児童生徒に応じた教育機会の確保」ということで、推進指標、困りごとや不安があるときに先生や学校にいる

大人に相談できると答えた児童生徒の割合が小学校・高校については高い、中学校については評価がゼロとなっていることについての理由でございませぬ。

こちらの評価に当たりましては、それぞれの基準値、これは過去4年間、令和元～4年度の平均値を求めまして、その上で令和8年度までの目標値をそれぞれ定めておりまして、各年度目標値を令和5年度だったらこれぐらい、令和6年度だったらこれぐらいという形で定めているところでありませぬ。

まず小学校につきましては、この実績値というのが目標値71.4%に対して実績値が73.5%と目標値を上回っているということで3点ということにつけさせていただいたところだす。

あと高校につきましても、同じく目標値72.6%に対しまして、高校が76.6%で、こちらのほうも目標値が実績値を上回っているということで、評価のほうを高くさせていただいたところなんですけれども、一方中学校につきましては、目標値70.1%に対しまして、実績値は69%で足りませぬでした。

かつ基準値というのがございまして、これは令和元～4年度の平均値69.2%は基準値よりも下回っていたということで、ゼロ点と評価をさせていただいたところでありませぬ。

続きまして、「教職員の資質能力の向上」についてでありませぬ。こちらにつきましても、研修など自己研鑽を通して、児童生徒の満足感を高めるための授業改善を行っていると答えた教職員の割合ということで、これは宮崎の教育に関する調査を基にしておりませぬけれども、このうち小学校につきましては、目標値97.3%に対して実績値が97.5%、目標目安値を上回っているということで、小学校につきましては3点とい

うことになっておりませぬ。

一方、中学・高校につきましては、目標値が95.4%に対して、実績値が93.8%、約1.6%ほど低い数値になっておりませぬ。

同じく高校につきましても、96.9%に対して実績値が89.8%ということで、こちらのほうも実績値のほうを下回っており基準値、令和元～4年度の平均値を下回っていることからゼロ点となっております。そういったことで、全体的に評価が低くなっているということでございませぬ。

続きまして、施策18につきましては、家庭や地域・企業・市民団体等との連携・協働した活動を推進するための組織体制が整備され、子供の教育支援がなされていると答えた学校の割合が評価が高く、一方、学校が地域の意見を取り入れながら家庭と一緒に子供を育てるための取組を進めていると答えた地域住民の割合が逆に低いといったことでございませぬ。

こちらにつきましても、それぞれ目標値を定めておりまして、例えば、学校の割合につきましては、目標値87.9%に対しまして、令和5年度実績値が89.7%と、約1.8%上回っているということもございまして、目標も達成しているということで高い評価となっております。

一方、地域住民の割合につきましては、目標値92.7%に対しまして、実績値が92%、かつこちらのほうの基準値、令和元～4年度の平均値が92.2%、下回っているということで、全体的にこちらのほうの評価が低く、ゼロ点ということにさせていただいているところだす。

機械的に一次評価をしていますので、こういった評価が出てしまう結果となっております。

○下沖副委員長 差があり過ぎたように思っただけだも、数字を聞くとそこまで大差はないん

ですね。この数字をゼロか100みたいに評価されているので分かりにくく、使える資料なのかなと思いました。

私たちも見ていて、極端な判断をしてしまうので、この評価自体を考えないといけないのかなというのと、あと二次評価で外部評価を受けていますけれども、この外部はどこの人たちなのか。

○佐藤教育政策課長 まず、一次評価につきましては、先ほど機械的な判断をさせていただきますので、どうしてもそういった実態と合わないというところがございますけれども、そこで二次評価において、各評価や各施策の取組とか、その他の数字を踏まえまして、修正できるところは修正をさせていただいているところであります。

外部の評価委員会につきましては、民間の方6名から成っております。主に大学教授とか、NPO法人の理事とか、福祉関係の方、スポーツ関係の方々を構成員としております。

○下沖副委員長 評価することはいいんですけども、皆さんに分かるようにしていただかないと、逆に評価を下げかねない。この数字だけ見てしまうと、うまくいっていないのかなって見えてしまったが、説明を聞くとそうでもないもので、そこ辺を見やすく数値化してほしいなと思います。

○佐藤教育政策課長 委員会資料上、デジタル化の推進という立場から簡易な資料になっておりますけれども、今後はそのあたりも踏まえまして、より分かりやすいような資料にまた改善していきたいと思っております。

○重松委員長 ほかにございますか。

それでは、その他の報告事項について終了いたします。

それでは、その他で何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後1時49分再開

○重松委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日ということになっておりますので、24日の火曜日午後1時5分としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 何もないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

令和6年9月24日(火曜日)

午後1時1分開会

出席委員(7人)

委員	長	重松	幸次郎
副委員	長	下沖	篤史
委員		二見	康之
委員		武田	浩一
委員		福田	新一
委員		前屋敷	恵美
委員		凶師	博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主事	黒木	燿一朗
政策調査課主任主事	岩倉	有希

○重松委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩します。

午後1時2分休憩

午後1時2分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

それでは一括して採決いたします。

議案第3号、議案第5号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 異議なしと認めます。よって、議案第3号、議案第5号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御要望はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時2分休憩

午後1時7分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 御異議ありませんので、その旨議長に申し出ることといたします。

次に、10月29日に予定されています閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩します。

午後1時8分休憩

午後1時10分再開

○重松委員長 委員会を再開いたします。

それでは、10月29日火曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○重松委員長 はい。それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、以上で委員会を閉会いたします。

午後1時11分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 重 松 幸次郎

